

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第14条 略 （1） 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の127.5以上100分の215</u>以下 （第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の151.5以上100分の255</u>以下） （2） 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の116以上100分の127.5</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の137以上100分の151.5</u>未満） （3） 勤務成績が良好な職員 <u>100分の104.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の124.5</u>） （4） 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の96</u>以下（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>以下） 2 略 第15条 略	（勤勉手当の成績率） 第14条 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （1） 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の122.5以上100分の205</u>以下 （第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の146.5以上100分の245</u>以下） （2） 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の111以上100分の122.5</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の132以上100分の146.5</u>未満） （3） 勤務成績が良好な職員 <u>100分の99.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の119.5</u>） （4） 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の91</u>以下（特定管理職員にあっては、<u>100分の110</u>以下） 2 略 第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.25</u>超（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>超） (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>） (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の51.25</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>未満） 2 略	(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の48.75</u>超（特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>超） (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48.75</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>） (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の48.75</u>未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>未満） 2 略
---	---

附 則

この規則は、令和6年12月26日から施行し、改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、同月1日から適用する。